

川介発第704号  
令和6年7月5日

各認知症対応型通所介護事業所管理者 } 様  
各認知症対応型共同生活介護事業所管理者 }

川越市福祉部  
介護保険課長  
指導監査課長



利用者の離設防止対策の徹底について（依頼）

当市介護保険制度の運営につきまして、日頃より格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、サービス提供中の事故防止については、これまでも集団指導や実地指導において、周知徹底をお願いしているところですが、先般、市内の認知症対応型通所介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所において、サービス提供中における利用者の離設が複数報告されております。また、離設後に利用者が亡くなる事故も発生しております。

このような事故は、他市及び他県においても複数発生しており、訴訟において、動静を見守る義務や設備等の設置義務の違反により介護事業者の責任が認められているケースも存在します。

各管理者におかれましては、まずは、人的・物的な事故防止の体制を確認し、

- ① 複数の職員で声を掛け合いながら、利用者の見守りを行うこと
- ② 離設のリスクがある利用者について、職員間で情報共有を図ること

などにつきまして、改めて全ての職員に周知徹底をお願いします。

また、併せまして、各事業所において講じられている離設防止対策に問題がないか等を改めて検証し、十分でない点があれば早急に改善するなど、事故の未然防止の徹底をお願いします。

担 当 川越市 福祉部 介護保険課 施設事業者担当

電話 049-224-6404（直通）

指導監査課 指導監査担当

電話 049-224-6237（直通）